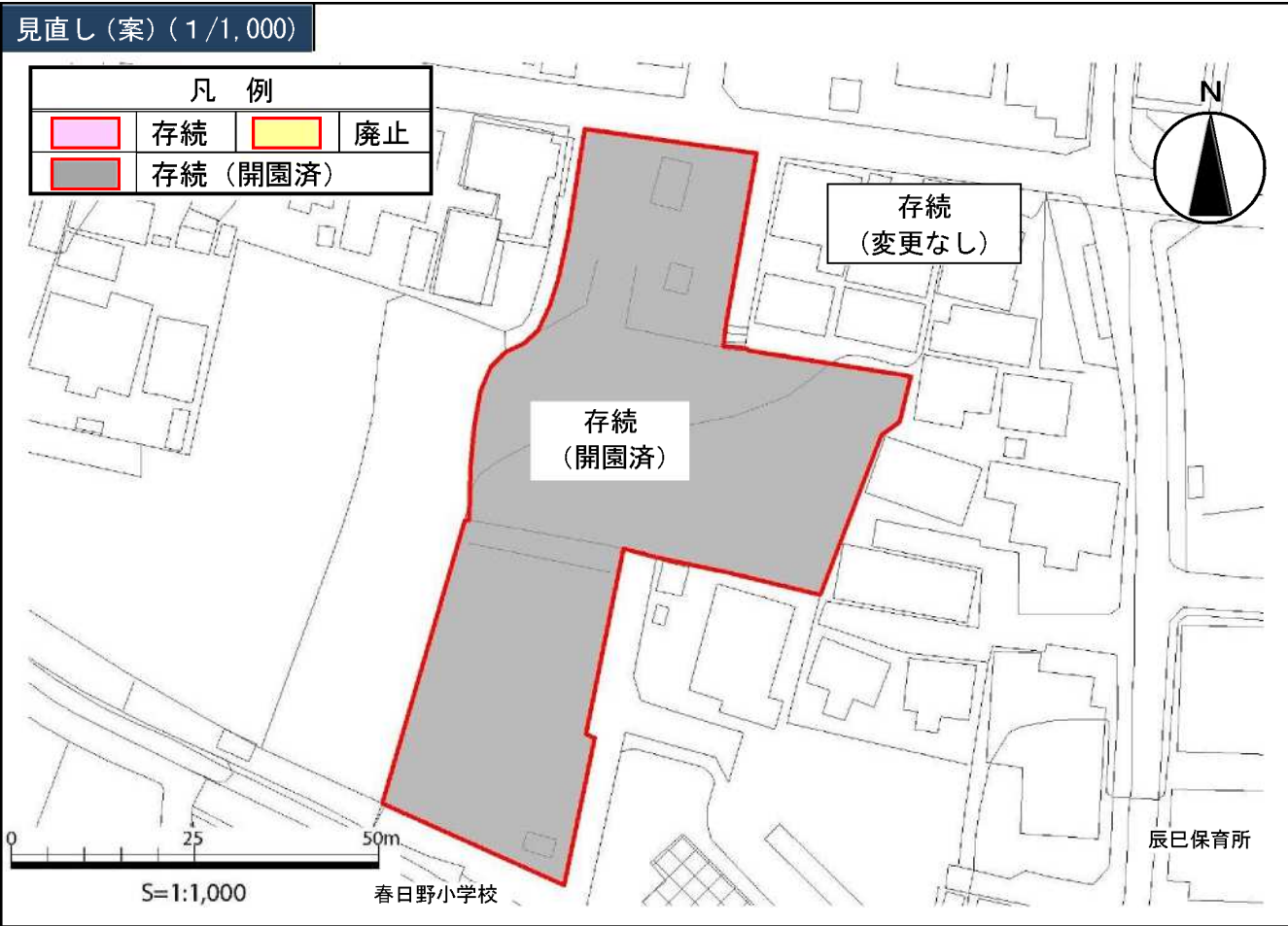


醍醐辰巳公園の見直し方針

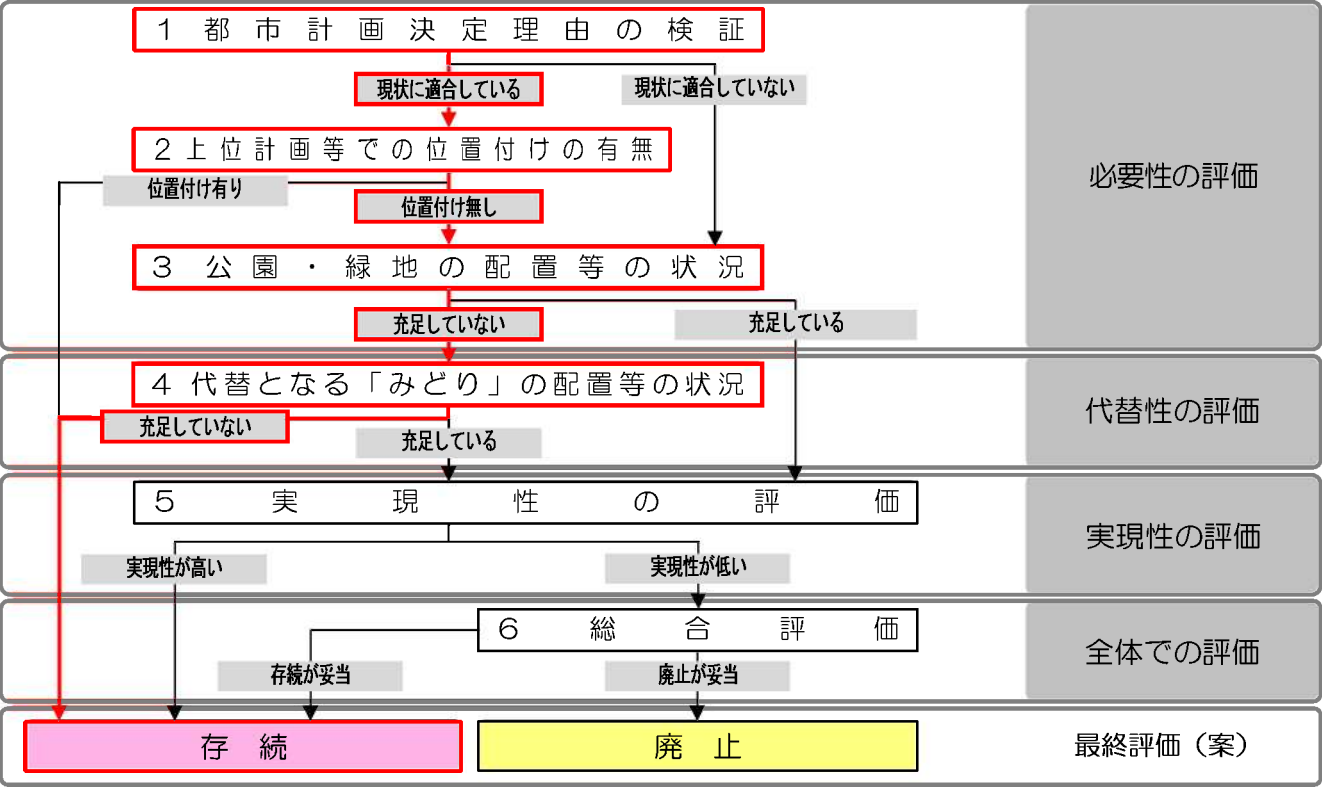
1. 見直し（案）

開園面積は 0.33ha となっているが、実際の開園面積は計画面積の 0.34ha であることから、開園面積が実態と整合するよう修正する。なお、都市計画変更の必要はない。

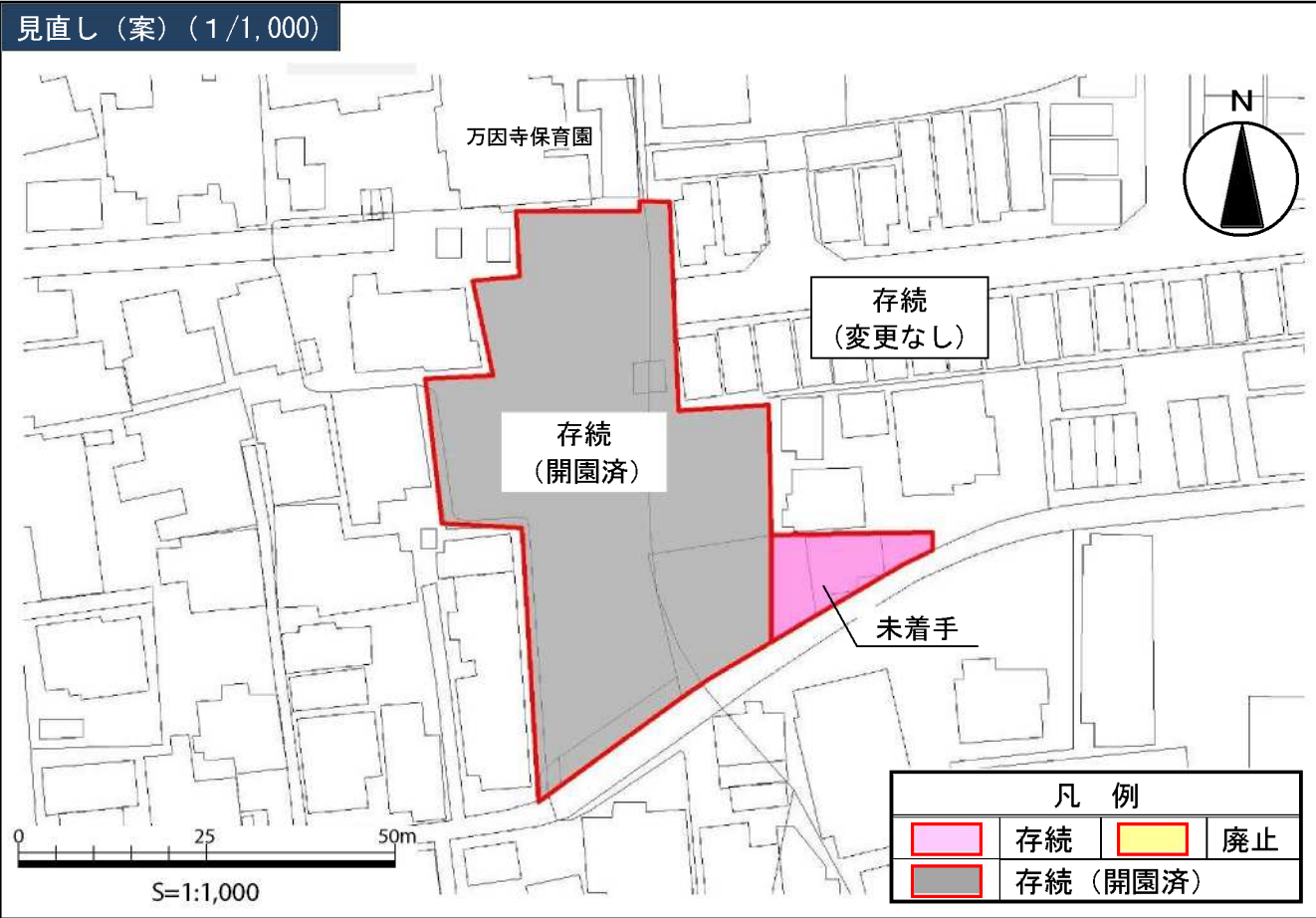


川田公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 32 川田-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（公園機能の向上と良好な住環境形成を図る）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 川田公園の大部分が開園済であり、既存の檀川公園、西野野色公園、川田欠ノ上公園、上花山公園（街区公園）が配置上誘致圏域をほぼカバーしているが、誘致圏域内の一人当たり面積において充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝$1.23 \text{ m}^2/\text{人} \leq 5 \text{ m}^2/\text{人}$ ※誘致圏の公園・緑地面積：0.28ha（街区公園 0.28ha）÷誘致圏の人口：2,269人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足していない	<「みどり」の配置> 川田公園の大部分が開園済であるが、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が充足していない。 ・旧安祥寺川（環境保全、景観形成、防災） ・西野小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝$2.78 \text{ m}^2/\text{人} \leq 5 \text{ m}^2/\text{人}$ ※代替となる「みどり」の面積：0.63ha（上記公園・緑地、旧安祥寺川 0.22ha、西野小学校 0.13ha）÷誘致圏の人口：2,269人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響は少ない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 住宅に付随する車庫 <関連事業の状況> 計画区域に隣接する（都）日ノ岡西野山線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。 <早期に整備効果が見込めるか> 買収対象が住宅に付随する車庫のみで小規模である 買収が比較的小規模であることから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域が、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路（（都）日ノ岡西野山線）に接道しており、防災上の観点から、存続が妥当である。

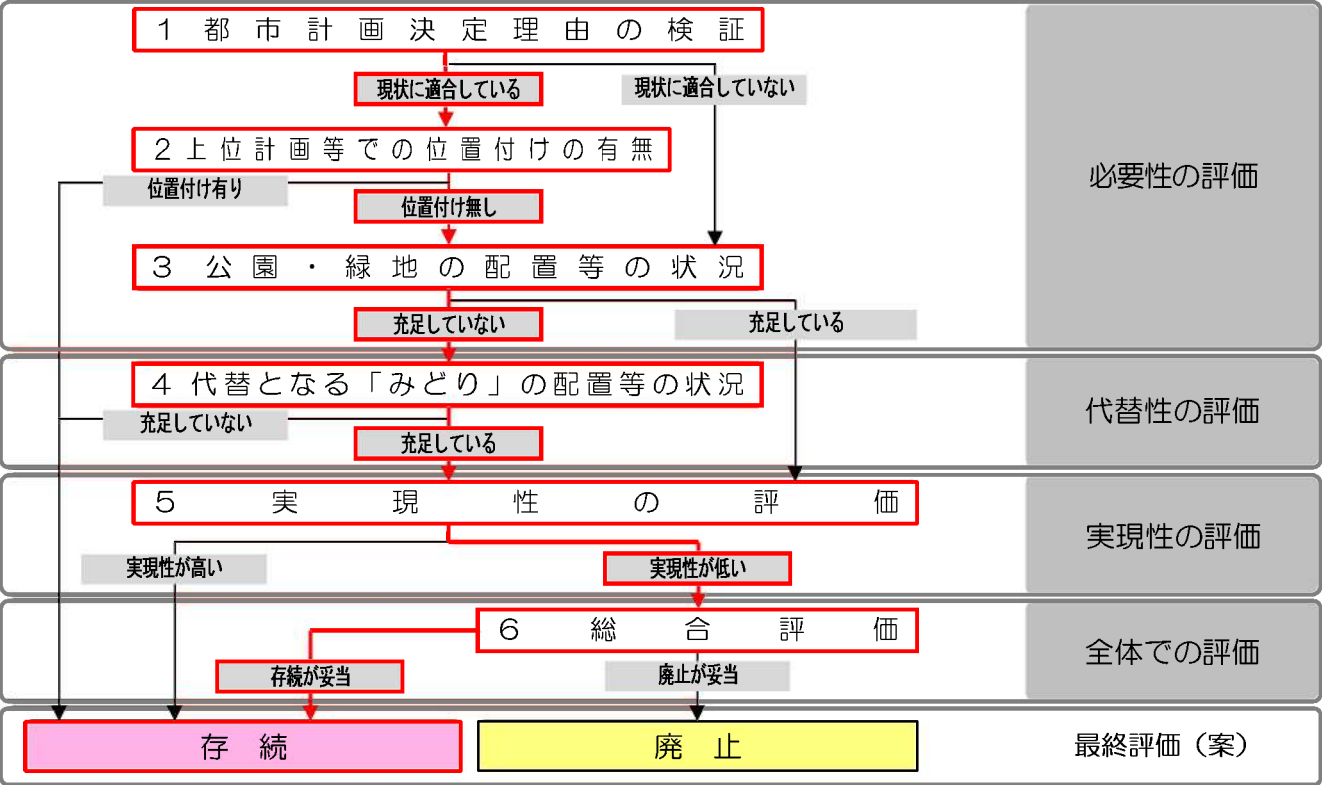
※〔 〕は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



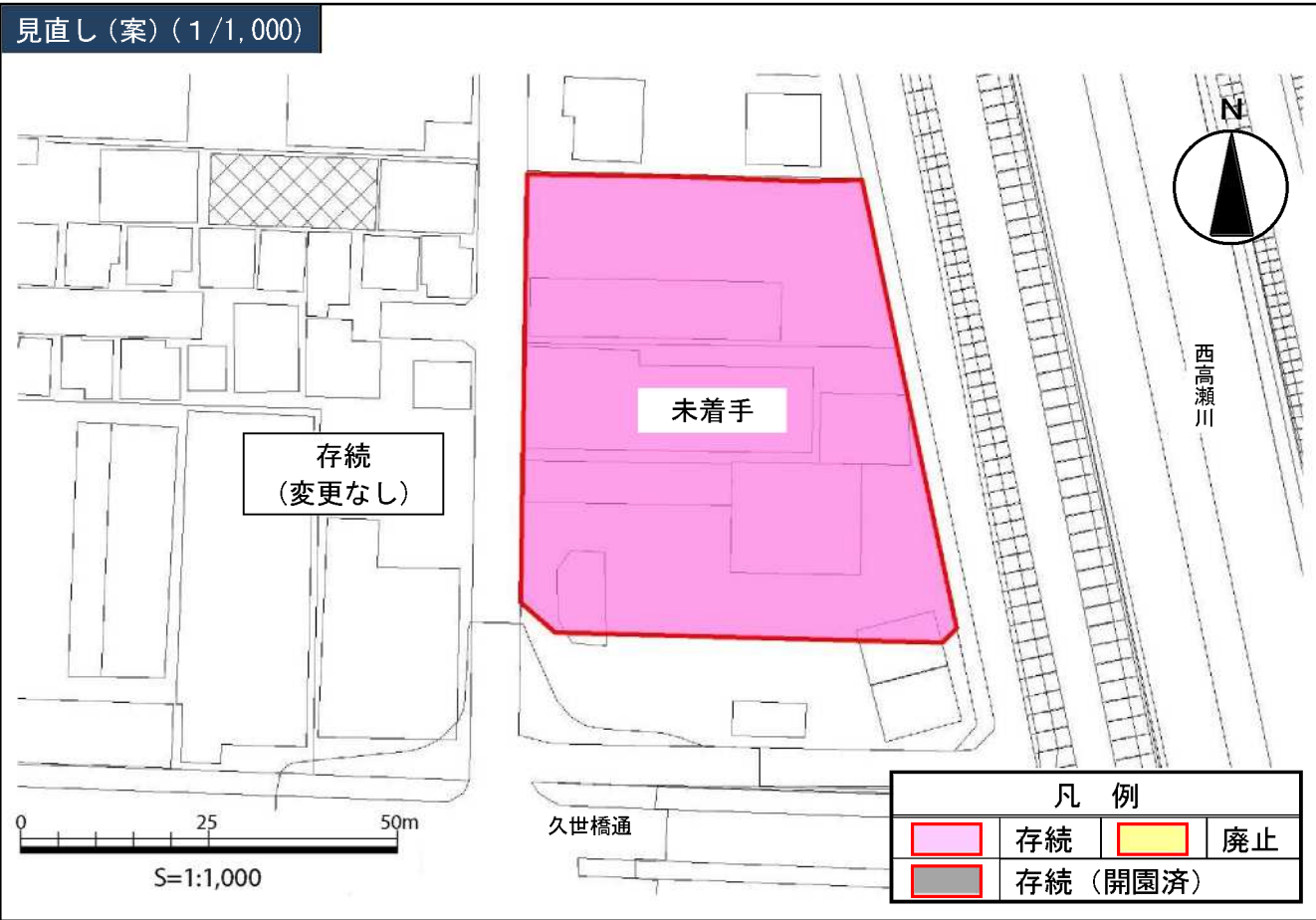
見直し（案）	存続（変更なし） (0.25ha⇒0.25ha)
評価内容	大部分が開園済であるが、誘致圏域内における代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域の買収が小規模であることから、未着手区域は存続とする。

戒光公園の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 33 戒光-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（良好な住環境の形成を図るとともに、児童等の健全な遊び場を提供する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 村山公園，島田公園，中ノ坪公園，山ノ本公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの，誘致圏域全域をカバーするには至らず，街区公園の適正配置の観点において充足していない。 <公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝4.28 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.61ha（街区公園 0.61ha）÷誘致圏の人口：1,425人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において，環境保全，景観形成，レクリエーション，防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・西高瀬川（環境保全，景観形成，防災） ・祥栄小学校（防災） <「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝20.00 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：2.85ha（上記公園・緑地，西高瀬川 1.54ha，祥栄小学校 0.70ha）÷誘致圏の人口：1,425人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 倉庫や工場 <関連事業の状況> （都）久世橋線及び（都）西大路線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。 <早期に整備効果が見込めるか> 倉庫や工場の移転となると，権利者の合意形成が必要となり，事業の長期化が推定される。 倉庫や工場は買収が必要であり，権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから，実現性が低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域は，未着手都市高速道路（（都）久世橋線，（都）西大路線）の計画と密接に関連することから（ランプ高架下に計画された公園），存続が妥当である。

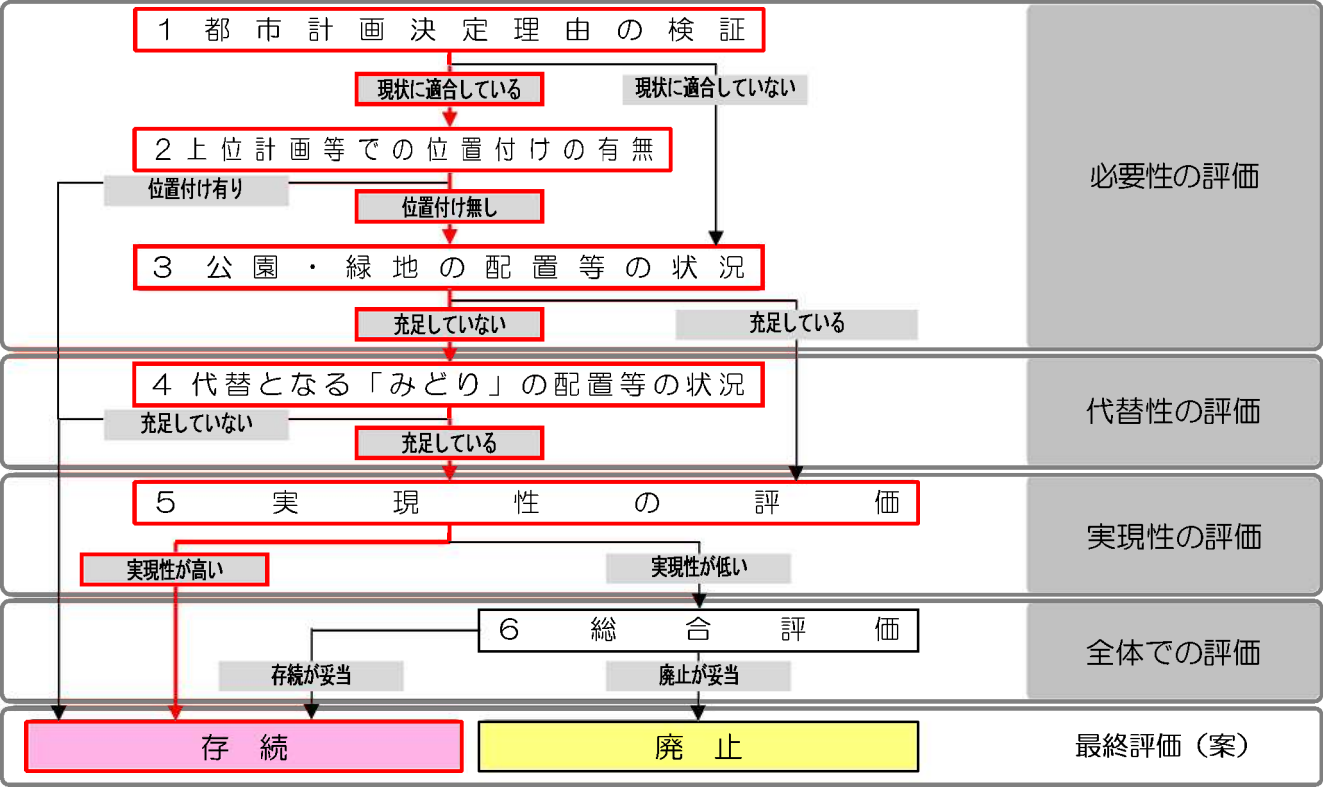
※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続（変更なし） (0.32ha⇒0.32ha)
評価内容	未着手区域は，未着手都市高速道路（（都）久世橋線，（都）西大路線）の計画と密接に関連していることから存続とする。

桂川緑地の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 34 桂川-3 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



凡 例			
	存続		廃止
	存続(開園済)		

2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（府民のスポーツの場、水と親しむ場として逐次整備を進める）は現在においても意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 計画面積 488.5ha のうち開園済面積が 27.3ha（5.6%）であり、また、市域全体として緑地は充足していない。 <公園・緑地の面積> 市民一人当たりその他公園（緑地含む）面積＝1.37 m²/人≦4.25 m²/人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準値） ※その他の公園面積：201.1ha（風致公園 20.8ha、交通公園 2.1ha、墓園 3.1ha、都市林 134.0ha、広場公園 0.2ha、都市緑地 18.0ha、緑道 22.9ha）÷都市計画区域人口：1,465 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 大部分が未着手区域であるが、桂川として代替となる「みどり」でもあることから、市域全体で充足していると判断する。 <「みどり」の面積> 市民一人当たり「みどり」面積＝4.53 m²/人≧4.25 m²/人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準値） ※代替となる「みどり」の面積：664.1ha（上記公園・緑地、未着手緑地区域約 463ha）÷都市計画区域人口：1,465 千人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。 <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 未着手区域は河川敷であり、用地買収は必要ない。 河川敷は買収の必要がなく、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	桂川河川敷は市街地内の貴重な「みどり」として引き続き保全していく必要がある。

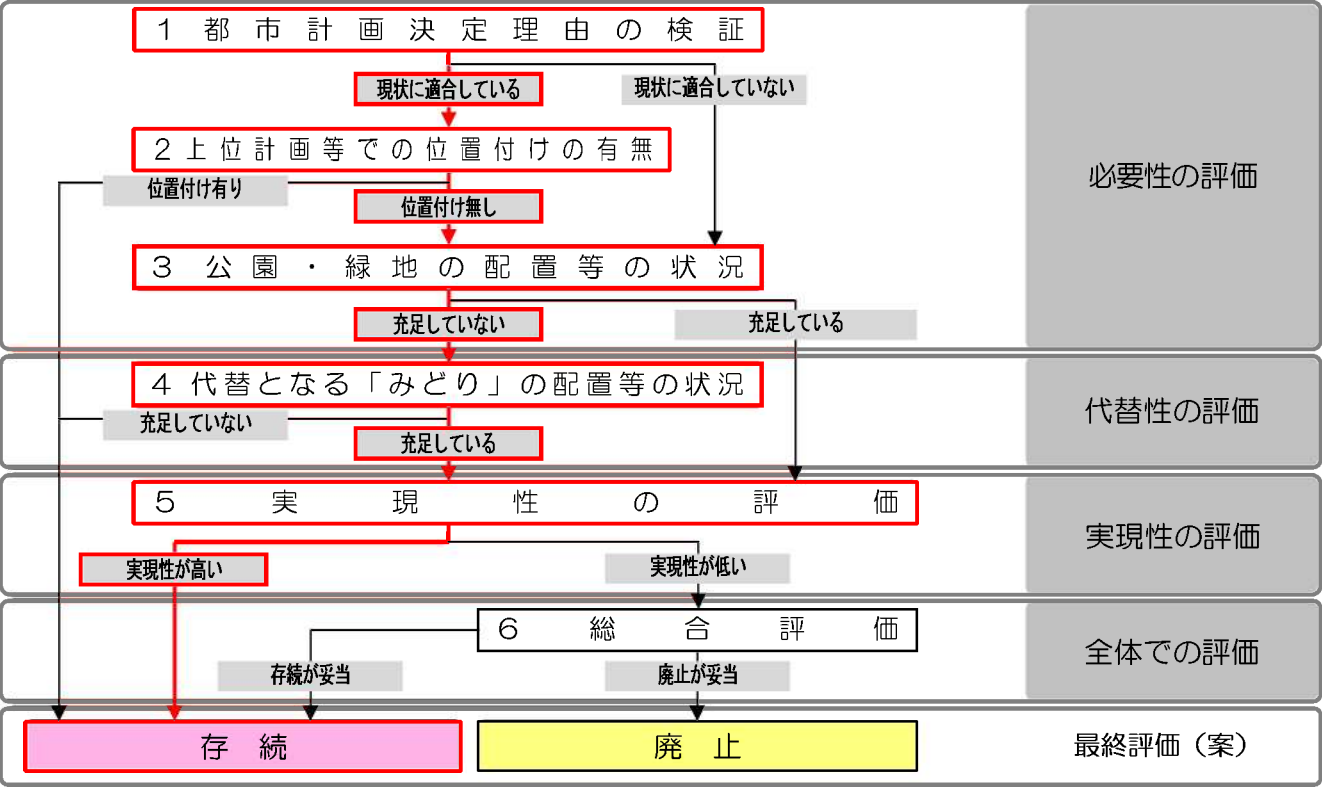
※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続（変更なし） （488.5ha⇒488.5ha）
評価内容	未着手区域は河川敷であり、用地買収が不要であること、引き続き緑地として保全していく必要があることから存続とする。

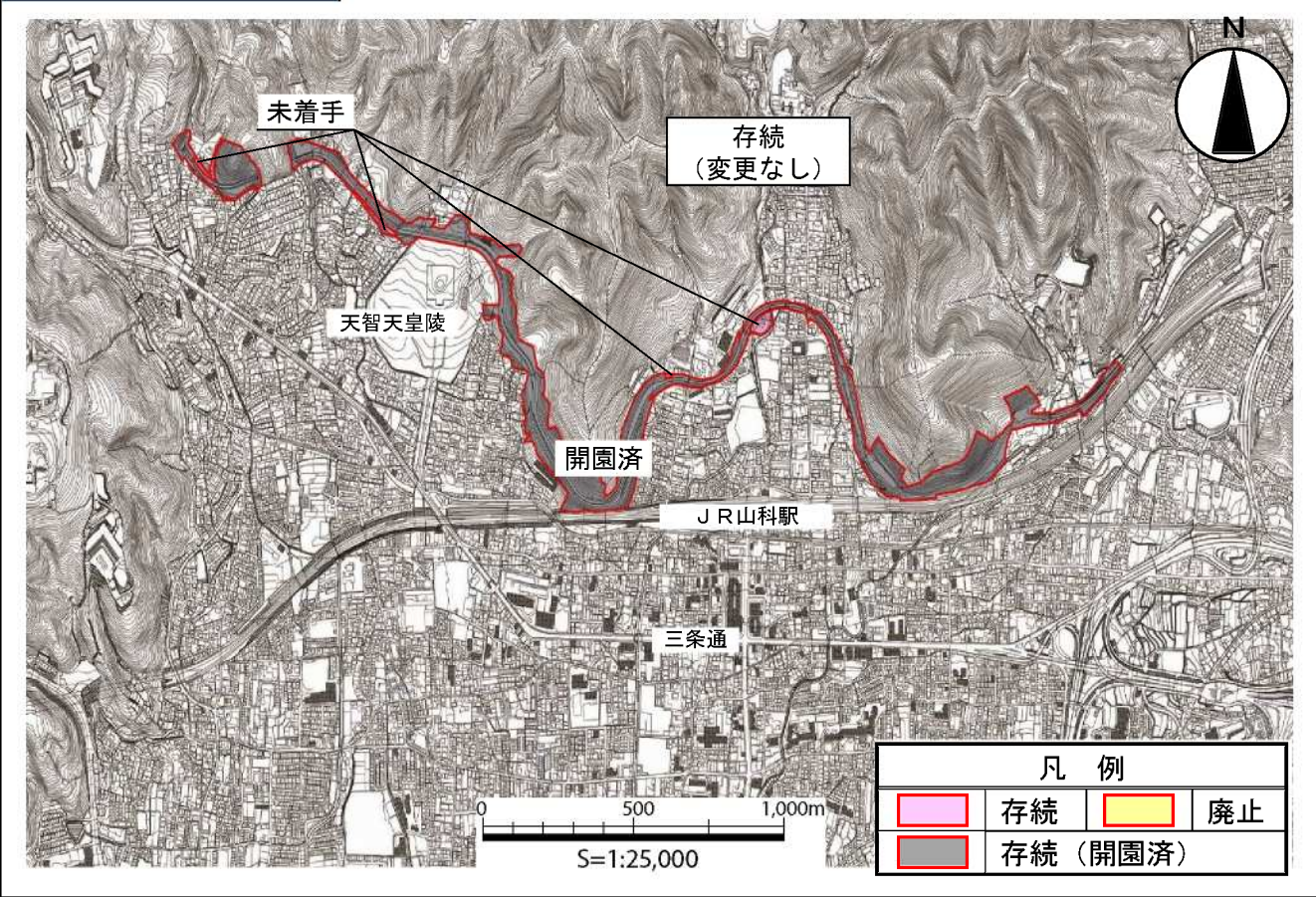
東山自然緑地の見直し方針

1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 35 東山自然-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し（案）（1/25,000）



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（良好な地区環境の形成を図るとともに、市民にレクリエーション利用の遊歩道及び広場を提供）は現在においても意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として緑地は充足していない。 <公園・緑地の面積> 市民一人当たりその他公園（緑地含む）面積＝1.37 m²/人≦4.25 m²/人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準） ※その他の公園面積：201.1ha（風致公園 20.8ha, 交通公園 2.1ha, 墓園 3.1ha, 都市林 134.0ha, 広場公園 0.2ha, 都市緑地 18.0ha, 緑道 22.9ha）÷都市計画区域人口：1,465千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 市域全体として、桂川等、緑地の代替となる「みどり」は充足していると判断する。 <「みどり」の面積> 市民一人当たり「みどり」面積＝4.53 m²/人≧4.25 m²/人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準値） ※代替となる「みどり」の面積：664.1ha（上記公園・緑地, 未着手緑地区域約 463ha）÷都市計画区域人口：1,465千人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。 <買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない <関連事業の状況> 関連事業はない。 <早期に整備効果が見込めるか> 未着手区域は小規模である。 未着手区域は小規模であることから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	疏水施設は産業遺産であることから、引き続き公園として保全していく必要がある。

※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続 (20.4ha⇒20.4ha)
評価内容	未着手区域は小規模であり、産業遺産である疏水施設の保全のため存続とする。